

《1968年、都市計画法改正》

1968年（昭和43）は、東名高速道路多摩川橋が完成して東京 IC まで繋がり、また、都市計画法が改正され、西洋型の都市計画ではなく、良好な市街地形成を誘導するタイプに変わります。首都圏が、世界一のメガロポリスになることを運命づけた年と言えるでしょう。（注1）

さて、日本に都市計画の概念が入ってきたのは、世界的に見て遅くはありません。防火とコレラの流行防止のため、土地利用計画が必須だったからです。1888年（明治21）には、皇居周辺と下町（昔の東京市）を地域とした「東京市区改正条例」が出されています。

その後、1919年（大正8）に、「都市計画区域」「地域地区制度」「都市計画事業地区内の建築制限」「土地区画整理事業」を4本柱とする「都市計画法」、そして地域地区内の具体的な建築物制限を課す「市街地建築物法」が制定され、以降半世紀に渡り、まちづくりが行なわれてきました。

しかし、1968年（昭和43）、高度成長期の都市圏の人口急増と技術革新（注2）により、まちづくりビッグバンが引き起こされ、「都市計画法」と「建築基準法」が抜本的に改正されることになりました。

都市計画は、乱開発による市街地のスプロールを抑制するため、都市計画区域に、「市街化区域」「市街化調整区域」という2つに区分する線引きと、開発許可制度を導入することになりました。（注3）また、住民参加の手続きも定められました。

ただし、国の法律だけでは、宅地開発に応じた公共公益施設の整備が追いつかず、自治体の中には、開発者に開発条件を課すところが出てきます。（注4）同年1968年（昭和43）年6月、横浜市と東急は、田園都市開発に関し、覚書を締結し、9月に「横浜市宅地開発要綱」を施行。この動きが他自治体にも広がっていきました。

注1：近代以前は、都市の最大人口は100万人でした。これが数百万人の都市規模に成長するのは、電気、鉄道、自動車、上下水道などの発明が普及するという、近代の技術革新が背景にあります。また、数千万人の健全なメガロポリスを形成するためには、前述のインフラに加え、高速道路、高速電車、地下鉄などを域内に導入し、圏域として有機的に機能させることが必要となります。首都圏は、人口急増に対応して市街地を郊外に拡大しつつ、こうしたインフラ整備を加速して、一体的な圏域を構成していきました。

注2：自動車の急増したこと、コンピューターの出現により複雑な計画・設計が可能になったことなど。

注3：市街化区域、市街化調整区域は、ともに開発を前提とした区域です。線引きに際し、浸水危険性などハザードリスクの概念も一部考慮されています。（ハザードから人を守る制度としては建築基準法に基づく災害危険区域の指定があります。）

市街化区域は、人口増加の95%を吸収し、スプロールを封じ込めたと言われますが、市街化区域内における農地の宅地転用が進まず、市街化区域を増加させて人口を吸収したのが現実です。

市街化調整区域は、公共公益事業に関し開発許可が不要だったため、ハザードリスクの高い地区に公共公益施設が立地するという皮肉な現実も生まれました。

注4：最初の宅地開発要綱は、横浜市の施行1年前、1967年（昭和42）5月、大阪府川西市が定めた「川西市住宅地造成事業に関する指導要綱」です。

写真は、①東名高速道路多摩川橋（WikiPedia 掲載写真）、②三大都市圏の人口移動の変遷（社会資本整備審議会資料より）、③都市計画制度の変遷、④開発許可制度の変遷（③、④とも社会資本整備審議会都市計画制度小委員会資料より）



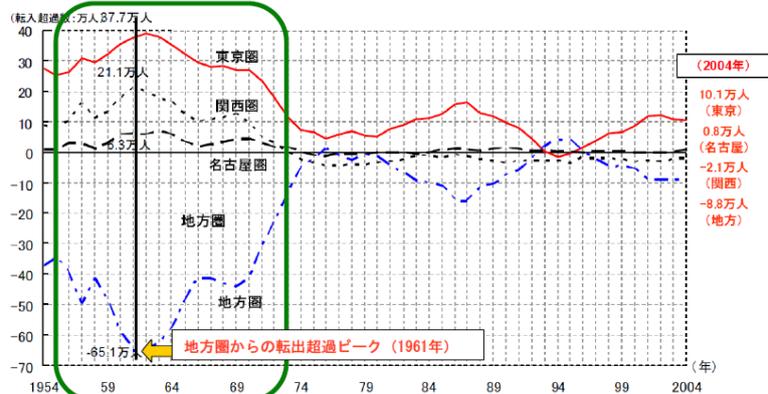
2. 高度経済成長期(概ね1955年～1973年頃)

時代背景

- ◇三大都市圏を中心都市とした、地方部から都市部への大規模な人口流入。これにより市街地周縁部において急速にスプロール市街地が拡大。
- ◇モータリゼーション社会の黎明期。1960年代後半から急速に自動車保有台数が増大。

- 1956年 経済白書「もはや戦後ではない」
- 1956年 区画整理事業に道路特会補助を導入
- 1962年 千里ニュータウンまち開き(第一号NT)
- 1964年 東海道新幹線開業
- 1965年 東京オリンピック
- 1969年 東名自動車道全線開通
- 1970年 日本万国博覧会開催

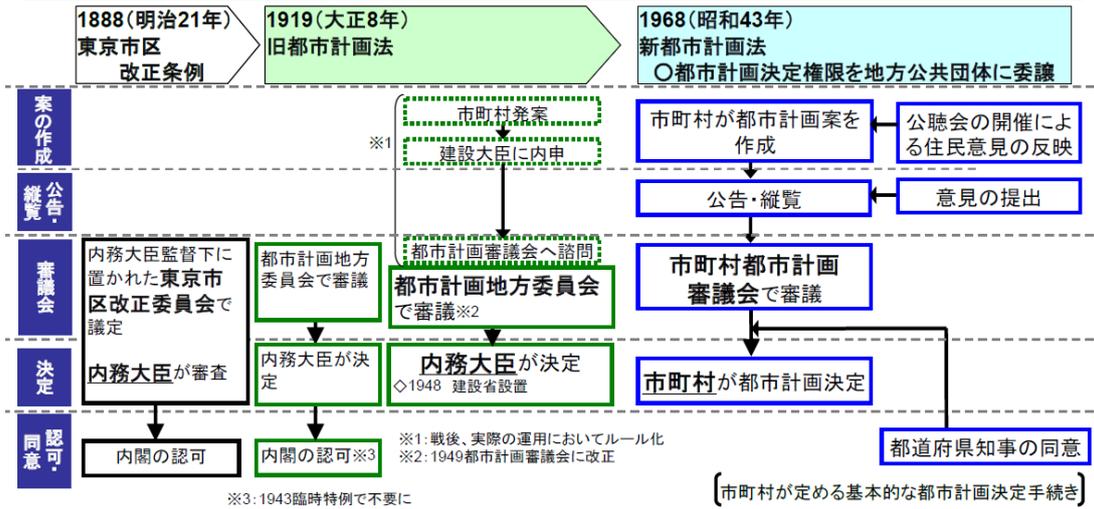
三大都市圏及び地方圏における人口移動の推移



東京圏: 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
 名古屋圏: 愛知県、岐阜県、三重県
 関西圏: 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県
 地方圏: 上記以外の36道県

都市計画決定手続の変遷

- 旧法では、都市計画地方委員会で審議し、内務大臣が決定していたが、新法では、地方公共団体が都市計画審議会の議を経て都市計画を決定。
- 平成11年の地方分権一括法により都市計画に関する事務が機関委任業務から自治事務に変更。



開発許可の変遷

- 開発許可は、新法制定時に区域区分制度を市街化調整区域の立地規制により担保する制度として創設。
- 地域の主体的な対応を可能とするため、平成12年改正により、条例による技術基準や立地基準の強化・緩和を導入。
- 人口減少・超高齢化社会への対応の観点から、平成18年改正により医療施設等の公共公益施設を許可対象とし、市街化調整区域における大規模開発を許可する基準を廃止。

1968(昭和43年) 新都市計画法	1974(昭和49年) 法改正	1980~99(昭和55~平成11年) 法改正	2000(平成12年) 法改正	2006(平成18年) 法改正
区域区分制度とあわせて開発許可制度を創設	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工作物を開発行為の対象に追加 ・未線引き都市計画区域への開発許可制度の適用 ・技術基準、立地基準の追加 ・既存宅地制度導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画等への適合が要件化 ・市街化調整区域における計画開発の最低規模引き下げ ・技術基準の見直し ・三大都市圏の市街化区域の開発許可対象面積の引き下げ ・市街化調整区域の地区計画等に適合する開発行為を立地基準に追加 ・開発許可事務等の自治事務化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準の弾力化: 地方公共団体の条例による制限の強化・緩和が可能 ・立地基準の見直し: 条例により市街化区域隣接地等における開発行為等を許可対象に ・既存宅地制度の廃止 ・都市計画区域外への開発許可制度の適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設、社会福祉施設、学校等の公共公益施設に関する開発行為を許可対象に ・市街化調整区域内の大規模開発を許可する基準を廃止